■市民への配布物に掲載■

広告主を募集

市は、新たな財源の確保を図るため、事業者・広告代理店を対象に、次の媒体の広告主を募集します。

申込にあたっては、市のホームページ（アドレスはページ下参照）に掲載している募集要項、仕様書、西宮市広告掲載要綱、西宮市広告掲載基準をご確認ください（「市政情報」の中の「募集」から「広告事業」へ）。

申込は、必要書類を8月1日から15日（必着）までに行政経営・改善グループ（〒662－8567六湛寺町10－3市役所本庁舎4階☎0798・35・3600）へ持参または郵送を。

西宮市広告掲載要綱・基準等に適合するものの中から金額の高い順に広告主を決定します。

「高齢者交通助成割引購入証」および発送用封筒

「高齢者交通助成割引購入証」およびその発送用封筒に広告を掲載します。

同割引購入証は、高齢者の皆さんが電車・バス・タクシーのプリペイドカード・回数券を購入する際の費用を助成するもので、70歳以上の市民に交付しています。

【発送数】約6万2000通
【発送時期】来年5月下旬
【広告料・募集数】割引購入証…1枠15万円以上（税込）・2枠▽発送用封筒…1枠10万円以上（税込）・1枠

喫煙禁止区域啓発ティッシュ

「快適な市民生活の確保に関する条例」の改正に伴い、新たに指定する「喫煙禁止区域」について、市民への周知を図るために配布するティッシュに広告を掲載します。

【発行数】1万個
【配布時期・方法】来年1月～3月（予定）に阪神西宮駅周辺で行う啓発キャンペーンなどで
【広告料・募集数】1枠3万円以上（税込）・1枠

市からの伝言板

包括外部監査の導入について

西宮市は中核市移行により、包括外部監査の実施対象団体になりました。これは、中核市移行による多くの権限移譲と合わせて、自治体のチェック機能の充実が必要とされるためです。

外部監査制度は、平成9年の地方自治法改正により創設された制度です。地方分権の推進に合わせ、監査機能の独立性・専門性の強化を図る目的で、外部の専門家が監査を行うもので、外部の目から自治体の事務をチェックし、監査機能の一層の充実を図ることが可能になります。この制度の導入で、事務処理における住民福祉の増進、最小経費で最大の効果、組織と運営の合理化などを目指します。

本市は今年度、公認会計士と包括外部監査契約を締結しました。監査のテーマは外部監査人が選定し、監査対象になるのは財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理についてです。市の財政援助団体などの事務についても対象になります。

監査結果は今年度中に報告書が提出されます。これら外部監査制度を有効に活用することにより市政の効率性と透明性を高めていきます。

問合せは総務課（0798・35・3533）へ。

♡健やか赤ちゃん訪問事業♡

8月から実施地区が広がります

市は、昨年10月から「健やか赤ちゃん訪問事業」に取り組んでいます。現在、5校区（用海・大社・鳴尾・上甲子園・東山台）で実施していますが、8月から実施地区を広げ、新たに8校区の家庭を訪問します。

この事業は、生後2カ月ごろの乳児のいる家庭を訪問し、保護者の皆さんの様々な不安や悩みを聞いて、子育てに関する情報を提供するものです。核家族化が進み、子育ての悩みや不安を相談する機会が少ない家庭が増えているなか、この事業を通して、育児の相談窓口や子育て支援施策を知ってもらい、活用してもらうことを目的に行っています。

なお、訪問は主任児童委員、民生委員・児童委員が行いますが、新たに実施する校区は、市の担当職員も同行します。

問合せは児童・母子支援グループ（0798・35・3089）へ。

【8月から実施する地区】香櫨園・広田・平木・津門・鳴尾北・山口・船坂・北六甲台校区

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）からのお知らせ

8月から負担割合が変わる人へ「被保険者証」を送付

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の「後期高齢者医療被保険者証」（以下被保険者証という）の負担割合は、毎年8月に見直しを行います。

市は、8月からの負担割合が変更になった人に、新しい被保険者証を送付しました。なお、負担割合が変更にならない人には、新しい被保険者証は送付されませんので、今までお持ちの被保険者証で、引き続き受診できます。

医療費の一部負担金の割合は同一世帯の後期高齢者医療被保険者の市民税課税標準額に応じて決まりますが、1割または3割、もしくは3割で自己負担限度額「一般」適用（注）があります。負担割合の判定方法は表1のとおりです。皆さんの一部負担金の割合は、被保険者証に記載されていますので、ご確認ください。

なお、1カ月間（月の1日～末日）の自己負担限度額などは表2のとおりです。

問合せは高齢者医療保険グループ（0798・35・3154）へ。

（注）自己負担限度額「一般」適用について…自己負担限度額は、保険医療機関等に支払う医療費（保険適用分）の1カ月あたりの上限です。1カ月の間に保険医療機関にかかり、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、超えた分を「高額医療費」として後日支給（銀行振込）します。なお、3割で自己負担限度額「一般」適用になる人は、1カ月あたりの自己負担限度額が外来の場合（個人限度額）1万2000円、入院の場合（世帯限度額）4万4400円になります（表2参照）

表1　医療費の負担割合の判定方法

負担割合	負担割合の判定方法
1割負担になる人	同一世帯の後期高齢者医療被保険者の市民税課税標準額が145万円未満の人のみの場合（ただし、市民税課税標準額が145万円以上の人がいる場合でも、同一世帯の後期高齢者医療被保険者の収入合計額が被保険者複数世帯で520万円未満、被保険者単身世帯で383万円未満の場合は、基準収入額適用申請により1割負担になります）
3割負担になる人	同一世帯の後期高齢者医療被保険者の市民税課税標準額が145万円以上の人が1人でもいる場合
3割（自己負担限度額「一般」適用）になる人	後期高齢者医療被保険者（世帯内に他の被保険者がいない場合に限る）の収入額が383万円以上であり、同一世帯に属する70歳以上75歳未満の人との収入合計額が520万円未満の場合、基準収入額適用申請により3割（自己負担限度額「一般」適用）になります

表2　負担割合と1カ月間（月の1日～末日）の自己負担限度額など

区分		割合	自己負担限度額 外来（個人ごと）の限度額	自己負担限度額 外来＋入院（世帯ごと）の限度額	入院時の食事代の標準負担額（1食）
現役並みの所得がある人	被保険者証の負担割合…3割	3割	4万4400円	8万100円＋医療費が26万7000円を超えた場合は、超えた分の1％を加算。過去12カ月間に3回以上高額医療費の支給があった場合、4回目以降は4万4400円	260円
現役並みの所得がある人	被保険者証の負担割合…3割（自己負担限度額「一般」適用）	3割	1万2000円	4万4400円	260円
一般		1割	1万2000円	4万4400円	260円
市民税非課税世帯の人	低所得区分Ⅱ	1割	8000円	2万4600円	90日までの入院 210円
市民税非課税世帯の人	低所得区分Ⅱ	1割	8000円	2万4600円	90日を超える入院（過去12カ月の日数）160円
市民税非課税世帯の人	低所得区分Ⅰ	1割	8000円	1万5000円	100円

公文書公開・自己情報開示

利用状況まとまる

平成19年度中に計705件

市は、平成19年度中の情報公開制度と個人情報保護制度の利用状況をまとめました。両制度は一定の制限がありますが、「市民参加による開かれた市政」を推進するため、市の公文書を市民の皆さんの請求に応じて公開したり、市の保有する個人情報を本人が見たり、訂正したりすることができるものです。両制度の請求件数の合計は705件（前年度609件）でした。

情報公開制度については、431件（前年度369件）の公文書公開請求があり、公開の決定は123件、氏名や住所等の個人情報部分を非公開にするなどした部分公開の決定は242件、非公開の決定は4件、文書の不存在等の決定は62件でした。

また、個人情報保護制度については、自己情報の開示等請求が274件（前年度240件）あり、そのうち全部開示の決定が207件、第三者等の情報が含まれるために部分開示とした一部開示の決定が19件、非開示の決定が0件、文書の不存在等の決定が48件でした。

これらの決定に対し、情報公開制度で3件、個人情報保護制度で9件の不服申し立て（異議申し立て）があり、平成18年度から継続している9件を含めて情報公開・個人情報保護審査会で審査され、うち10件は答申が出され、残る11件は審査中です。

問合せは情報公開課（0798・35・3774）へ。

	公文書公開請求数	個人情報開示等請求数	計
18年度	369	240	609
19年度	431	274	705

市のホームページ（アドレスはページ下参照）に、両制度がスタートしてからの年度別運用状況を掲載しています

善意の寄託

【5月分】《市あて》★「青い鳥」福祉基金へ　谷口陽郁、心身道強虎、村田泰造＝計2万8085円
《社会福祉協議会あて》★善意銀行へ　谷村隆造、廣田神社いずず会、浦入稔、匿名1件＝計46万円
★物品の寄付　村上輝代（安楽便座）、グループつくしんぼ（ふきとり布）、匿名5件（紙おしめ、ふき取り布など）

（敬称略）